

中央学院大学における教育研究等環境の整備に関する基本方針

(令和3年3月1日学長決裁)

中央学院大学は、建学の精神および教育の理念を実現するために、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定め、その整備の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善に努めます。

1. 教育研究に関わる施設・設備の整備

学生の学修および教員の教育研究活動が適切に推進されるよう、我孫子市の地域性を活かしたコンパクトで機能的なキャンパスを構築し、校地、校舎、施設および設備の計画的な設置および維持管理を行い、安全、快適で、利用しやすく衛生的な環境を提供します。また、障がいをもつ学生や教職員も広く受け入れられるように、バリアフリーに配慮したキャンパスづくりを行います。

2. 図書館の整備

学生の学修および教員の研究活動を支援するため、専門書、学術雑誌等の図書資料を取りそろえるとともに、電子ジャーナル、電子ブック、データベース等を充実させることで図書館機能の充実を図り、学術情報の提供に努めます。また、利用者への情報提供サービス向上のために、図書・学術情報サービスの専門的知識を有する者を配置し、国内外の教育研究機関との相互提供システムの整備を行うとともに、学修および教育研究活動の支援のため、館内利用環境の整備を行います。

3. 情報環境の整備

学生の学修および教員の研究活動を支援するため、情報通信環境の基盤整備と管理体制の整備を行うとともに、ICTを活用した授業の実施と質の向上のために支援体制の整備を行います。